

令和元年度檀原高取線工事用進入路復旧工事（道路維持）等 3 件に係る 住民監査請求の結果について

1 請求事案の概要

(1) 請求書の提出日 令和 2 年 3 月 23 日

(2) 請求の趣旨

- ア 本件の工事について、適正な工事請負代金以外の返還を受注業者に命令するよう勧告することを求める。
- イ 受注業者に指名停止措置を講じるよう勧告することを求める。
- ウ 虚偽の完成検査報告書を作成するなどして、不正に公金支出手続きを行い県に損害を与えた職員について給与返還を含む厳罰を処すよう勧告することを求める。

2 監査の結果

(1) 監査結果の通知日 令和 2 年 5 月 21 日

(2) 監査結果

本件住民監査請求に係る措置要求には、理由がないものとして棄却する。（一部を却下）

(3) 理由等

アの請求については、請求人は、中和土木事務所が、現場での完成検査をせずに虚偽の完成検査報告書を作成した旨主張するが、中和土木事務所は書類検査によって完成検査を実施し、検査基準に合格していることを確認したうえで、完成検査報告書を作成したと認められたため棄却。

イ及びウの請求については、地方自治法の要件を満たさない（県の財務会計行為を対象としていない）請求のため却下。

